

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年11月5日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000150号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000029号

第1 結論

昭和53年*月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和62年3月まで

国民年金の加入は20歳の義務、老後を考え、大学生であっても早めに参加するようにと、父が手続を代行してくれて、昭和53年にA市B区役所で任意加入し、同区役所から送付されてきた納付書で請求期間の国民年金保険料を納付した。

請求期間のうち、私が大学生であった昭和53年*月から昭和56年3月までの期間は母が保険料を納付し、私が大学を卒業した同年4月以降は自分で保険料を納付した。

調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和53年に父がA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所から送付されてきた国民年金保険料の納付書で請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿の記載内容及び当該記号番号前後の番号に係る国民年金被保険者の年金記録から昭和62年5月又は6月頃に払い出されたと推認できる上、社会保険オンラインシステム等による氏名検索においても、別の記号番号は見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年5月又は6月頃に初めて行われたものと考えられ、20歳になった昭和53年に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、前述の加入手続時点(昭和62年5月又は6月頃)において、請求期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は、遡って納付することが可能であるが、請求者から請求期間に係る国民年金保険料を遡って納付した旨の主張はなく、残る大半の期間の国民年金保険料は、国民年金法の時効(2年)の規定により納付することができない。

さらに、請求期間は105か月であり、これほどの長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。